

## 令和7年度（2025年度） 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象団体および所管部局

#### (1) 対象団体

特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会

#### (2) 所管部局

企画部

### 2 監査の対象

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市青函連絡船記念館摩周丸

#### (2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における函館市青函連絡船記念館摩周丸の管理に係る出納その他の事務

### 3 監査の期間

令和7年（2025年）9月1日から令和7年12月25日まで

### 4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

## (2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 利用料金の設定等は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

## 5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

### (1) 意見

函館市青函連絡船記念館摩周丸の管理に係る経費について、照明器具が消耗品費と修繕費に、7月分の電気料が2回重複して計上されていたほか、支払済のガス料金の計上漏れなどの複数の誤りにより、協定書第15条に基づき提出されている収支決算書に不備があることが確認された。また、パートタイム労働者の人件費について、給与は勤務実態に即して支払われていたものの、出勤簿の記録が勤務実態と一致していない事例があった。

管理業務の決算額を正確に把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、モニタリングにおいては、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実か

つ的確に行い，適切な施設管理に努められたい。

また，出勤簿は勤務時間の証拠書類となることから，正確な勤務時間を記載するとともに，勤務実態と一致しない出勤簿については訂正の内容や経過がわかる記録を残すよう指導されたい。